

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年6月28日

丸 森 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			丸森地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	丸森羽出庭集落協定
	○			丸森地区	該当なし	令和3年度～令和6年度	丸森東向集落協定
	○			大張地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	大内熊ノ入集落協定
	○			耕野地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	耕野共愛集落協定
	○			耕野地区	該当なし	令和2年度～令和6年度	耕野こうや集落協定